

令和4年6月定例教育委員会会議

1. 日 時

令和4年6月24日（金）午後2時30分～午後4時00分

2. 場 所

河内長野市役所8階 802会議室

3. 出席委員

松本教育長、藤本教育長職務代理者、嘉名委員、尾上委員、田中委員

4. 6月定例教育委員会会議録署名委員

松本教育長、藤本教育長職務代理者、尾上委員

5. 事務局出席者

尾西教育推進部長、小川生涯学習部長、中田教育推進部理事、安田教育推進部理事、寺本教育総務課長、生田教育指導課長、篠崎教育指導課参事、内田教育指導課参事、二井文化・スポーツ振興課長、伊藤文化財保護課長、西野地域教育推進課長、森図書館長、武本教育総務課長補佐、早川教育総務課主幹

6. 会議要録

開 会

松本教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和4年6月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

松本教育長

5月の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。
特にご異議等がありませんでしたので、5月の会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

松本教育長

6月の会議の会議録の署名は、私のほかに藤本教育長職務代理者と尾上委員
にお願いします。

藤本教育長職務代理者、尾上委員

了解しました。

(3) 教育長報告

松本教育長

次に教育長報告にうつります。

令和4年5月27日から令和4年6月23日までの間の活動、主なものを申し上げます。

まず5月28日土曜日は、河内長野市総合スポーツ振興会総会に出席しました。(市民総合体育館)

29日日曜日は、河内長野市国際交流協会総会に出席しました。(ｷｯｸｽ)

6月1日水曜日は、市校長会に出席しました。(給食センター)

3日金曜日は、全員協議会に出席しました。

4日土曜日は、西中学校区健全育成会総会に出席しました。(西中学校)

7日火曜日は、市部長会に出席しました。

8日水曜日は、学校運営協議会全体研修会に出席しました。(ｷｯｸｽ)

9日木曜日は、市教頭会に出席しました。

10日金曜日は、庁議に出席しました。また、河内長野市シティマラソン実行委員会に出席しました。

12日日曜日は、南花台中学校区健全育成会総会に出席しました。(南花台小学校)

1 3日月曜日は、市議会本会議に出席しました。

1 5日水曜日は、河内長野市教育支援委員会に出席しました。また、河内長野歴史遺産 PR 大使任命式に出席しました。

1 8日土曜日は、健全育成協議会総会に出席しました。

2 2日水曜日は、市議会本会議に出席しました。

2 3日木曜日は、市議会本会議に出席しました。また、わかば基金運営委員会に出席しました。（ゆいテラス）

以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

松本教育長

よろしいでしょうか。

ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

松本教育長

よろしいでしょうか。

それでは教育委員報告を終わります。

(4) 議事（要旨）

松本教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第21号「河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」の説明をお願いします。

生田教育指導課長

議案第21号「河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。

本件につきましては、これまで大阪府の勤務時間条例に規定されておりました無給の休暇である不妊治療休暇について、大阪府で当該条例が改正され、新たに府

費負担教職員の勤務時間規則に有給の特別休暇、出生サポート休暇という名称に変わりますが、このような特別休暇として規定されることになりました。

この改正により、本市の河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則にある条項が不要となったため削除するために改正するものでございます。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

松本教育長

それではご異議等がないようですので、議案第 2 1 号「河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」を承認いたします。

松本教育長

続いて、議案第 2 2 号「学校教育法附則第 9 条に規定する一般図書の給付について」の説明をお願いします。

生田教育指導課長

議案第 2 2 号「学校教育法附則第 9 条に規定する一般図書の給付について」ご説明いたします。

本件につきましては、学校教育法附則第 9 条により、特別支援学校、学級に在籍する子どもたちに、検定教科書以外の一般図書を採択することが可能です。しかし検定教科書と附則第 9 条によって採択した一般図書両方を給付することはできませんので、採択権がある市教育委員会はどちらか一方を採択することになります。

また、検定教科書に代わる附則第 9 条による一般図書を採択する場合はその図書が特別支援学級に在籍する個々の子どもの教育指導計画に沿った教科用図書

として適切かどうか慎重に判断しなければなりません。加えて、みんなと同じ教科書を給付してほしいという保護者の願いもありますので、これまで本市では、教育委員会から検定教科書を配布した上で、学校に割り当てられている図書購入の予算を活用して、子ども達にとって有用な一般図書を購入するというふうな方法をとって参りました。従いまして令和 5 年度につきましても、学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書の給付は行わず、当該学年用の検定教科書を給付することが、妥当であると考えております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

それではご異議等がないようですので、議案第 22 号「学校教育法附則第 9 条に規定する一般図書の給付について」を承認いたします。

松本教育長

続いて、議案第 23 号「令和 5 年度使用小学校教科用図書の採択について」の説明をお願いします。

生田教育指導課長

議案第 23 号「令和 5 年度使用小学校教科用図書の採択について」ご説明いたします。

本件につきましては、小学校の令和 5 年度使用教科用図書につき、本年 4 月 14 日付けの大阪府教育委員会教育長通知により、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条、同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、令和 4 年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないと記載されております。これに基づきまして、令和 5 年度に使用する教科書用図書は令和 4 年度に採択した教科書と同一のものを採択することの議決を求めるものでございます。令和 4 年度に採択している小学校の教科用図書の一覧を掲載しておりますの

でご確認をください。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

田中委員

この結果については、選定委員会から上がってきた意見も参考にしながら、我々教育委員で採択していることは理解しています。一方で、例えば、小学校の社会と地図では発行者が違っているものを採択していますが、互換性で考えると同じ発行者であると良いことがあると思います、すべてがそうだとは言いませんが、当然そのような観点もふまえて選定委員会は意見を述べているのですか。

生田教育指導課長

現場の教員がしっかりと調査したものが前提にあります、地図などでは子どもたちが見易いのかどうか、理解し易いかなどを観点に置いたりし、様々な視点で調査しています。

安田教育推進部理事

調査員の調査にあたっては、多くの観点の項目をもって、前年踏襲することなく、今の現場でふさわしい教科書を選ぶということを基準に行っています。

来年度が教科書の採択年度になっておりますので、その際には委員の皆様にご審議いただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

松本教育長

よろしいでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第23号「令和5年度使用小学校教科用図書の採択について」を承認いたします。

松本教育長

続いて、議案第 2 4 号「令和 5 年度使用中学校教科用図書の採択について」の説明をお願いします。

生田教育指導課長

議案第 2 4 号「令和 5 年度使用中学校教科用図書の採択について」ご説明いたします。

本件につきましては、中学校の令和 5 年度使用教科用図書につき、先ほど議決いただきました小学校の教科用図書と同様の内容となります。令和 4 年度に採択している中学校の教科用図書の一覧を掲載しておりますのでご確認ください。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

それではご異議等がないようですので、議案第 2 4 号「令和 5 年度使用中学校教科用図書の採択について」を承認いたします。

(5) 報告案件（要旨）

・報告第 1 3 号「労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結について」

市立公民館 8 館における、労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 5 条第 1 項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 4 月 2 2 日付けで教育長が臨時で代理する議決を得た上で、今回実施した旨報告したものの。

・報告第 1 4 号「河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付要綱の制定について」

小学校の夏季休業期間中における、市内の社会福祉法人、学校法人等が実施する児童の預かり事業に対する補助金交付要綱を制定した旨報告したもの。

・報告第 1 5 号「令和 4 年度寺ヶ池公園プールの開場時間の変更等に係る承認について」

河内長野市都市公園条例第 1 4 条の 2 第 3 項の規定に基づく、令和 4 年度における寺ヶ池公園プールの開場時間の変更及び休場に係る承認について、やむをえなく教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 2 項の規定に基づき教育長が臨時に代理し、承認したので、これを報告したもの。

(6) その他報告（要旨）

各部長・理事

令和 4 年 6 月河内長野市議会定例会にかかる質問通告と答弁の要旨について

（別添資料により説明）

中田理事

「えいご村のえんにち in Kawachinagano」について

（別添資料により説明）

「えいご村フェスタ2022 in Kawachinagano」について

（別添資料により説明）

寺本教育総務課長

市立南花台小学校用途廃止に伴う跡地活用について

（別添資料により説明）

全員協議会資料（南花台のまちづくり並びに学校施設等の整備について（報

告)) について

(別添資料により説明)

伊藤文化財保護課長

ふるさと歴史学習館でのイベント

- ・ふるさと歴史学習館の歴史体験

旧三日市交番でのイベント

- ・旧三日市交番常設展
- ・旧三日市交番ボランティア募集

森図書館長

図書館 1 階コーナー愛称とひとこと思い出を同時募集

図書館歴史講座「観心寺・金剛寺と南北朝動乱」～京都国立博物館特別展
「河内長野の霊地」記念講演会 i n 河内長野

夏休みのイベントなど

- ・夏休みおはなし会
- ・図書館探検ブックを配布
- ・高校生ボランティア
- ・めざせ！図書館マスター

図書館資料展示

閉 会

松本教育長

以上で 6 月定例教育委員会を閉会します。

令和４年７月定例教育委員会開催日程

１．日 時

令和４年７月２７日（水） 午前１０時００分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

２．場 所

河内長野市役所 ７階 行政委員会室

教育長報告（令和４年５月２７日～令和４年６月２３日）

別 紙

５月２８日（土）	河内長野市総合スポーツ振興会総会（市民総合体育館）
５月２９日（日）	河内長野市国際交流協会総会（キックス）
６月１日（水）	市校長会（給食センター）
６月３日（金）	全員協議会
６月４日（土）	西中学校区健全育成会総会（西中）
６月７日（火）	市部長会
６月８日（水）	学校運営協議会全体研修会（キックス）
６月９日（木）	市教頭会
６月１０日（金）	庁議 河内長野市シティマラソン実行委員会
６月１２日（日）	南花台中学校区健全育成会総会（南花台小）
６月１３日（月）	市議会本会議
６月１５日（水）	河内長野市教育支援委員会 河内長野歴史遺産 PR 大使任命式
６月１８日（土）	健全育成協議会総会（キックス）
６月２２日（水）	市議会本会議
６月２３日（木）	市議会本会議 わかば基金運営委員会（ゆいテラス）

令和 4 年 6 月 定例教育委員会会議

議 案 書

令和４年６月定例教育委員会会議提出議案目次

(議決案件)

議案第２１号 河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

(説明担当 教育指導課・・・p. 3)

議案第２２号 学校教育法附則第９条に規定する一般図書の給付について

(説明担当 教育指導課・・・p. 5)

議案第２３号 令和５年度使用小学校教科用図書の採択について

(説明担当 教育指導課・・・p. 6)

議案第２４号 令和５年度使用中学校教科用図書の採択について

(説明担当 教育指導課・・・p. 8)

(報告案件)

報告第１３号 労働基準法第３６条に基づく労使協定の締結について

(説明担当 教育総務課・・・p. 10)

報告第１４号 河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付要綱の制定について

(説明担当 地域教育推進課・・・p. 11)

報告第15号 令和4年度寺ヶ池公園プールの開場時間の変更等に
係る承認について

(説明担当 文化・スポーツ振興課・・・・・・p. 30)

議案第 2 1 号

河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇
等に関する規則の一部改正について

河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
規則の一部改正については、次のとおりです。

令和 4 年 6 月 2 4 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 月 日

河内長野市教育長

河内長野市教育委員会規則第 6 号

河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇

等に関する規則の一部を改正する規則

河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和 4 1 年河内長野市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「、第 1 8 条（不妊治療休暇）」を削り、「第 1 9 条」を「第 1 8 条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 22 号

学校教育法附則第 9 条に規定する一般図書の給付について

令和 5 年度において河内長野市立小中学校に設置されている特別支援学級に在籍している児童・生徒に対しては、従来どおり、拡大教科書を除き、学校教育法附則第 9 条に規定する一般図書の給付は行わず、当該学年用の検定教科書を給付する。

令和 4 年 6 月 24 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

議案第 23 号

令和 5 年度使用小学校教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条の規定に基づき、小学校の令和 5 年度使用教科用図書の採択について、次のとおり承認する。

令和 4 年 6 月 24 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

令和5年度使用教科用図書（小学校）一覧

種 目	発行者番号	発行者略称	書名
国 語	38	光村	国語
書 写	17	教出	小学 書写
社 会	2	東書	新しい社会
地 図	46	帝国	楽しく学ぶ 小学生の地図帳 3・4・5・6年
算 数	116	日文	小学算数
理 科	61	啓林館	わくわく理科
生 活	17	教出	せいかつ
音 楽	27	教芸	小学生の音楽
図画工作	116	日文	図画工作
家 庭	9	開隆堂	小学校 わたしたちの家庭科
保 健	2	東書	新しい保健
英 語	9	開隆堂	Junior Sunshine
特別の教科 道徳	116	日文	小学道徳 生きる力／道徳ノート

議案第 24 号

令和 5 年度使用中学校教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条の規定に基づき、中学校の令和 5 年度使用教科用図書の採択について、次のとおり承認する。

令和 4 年 6 月 24 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

令和5年度使用教科用図書（中学校）一覧

種 目	発行者番号	発行者略称	書名
国 語	38	光村	国語
書 写	17	教出	中学書写
社 会（地理）	46	帝国	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
社 会（歴史）	46	帝国	社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き
社 会（公民）	116	日文	中学社会 公民的分野
地 図	46	帝国	中学校社会科地図
数 学	2	東書	新しい数学
理 科	61	啓林館	未来へひろがるサイエンス
音 楽（一般）	27	教芸	中学生の音楽
音 楽（器楽）	27	教芸	中学生の器楽
美 術	116	日文	美術1 美術との出会い 美術2・3上 学びの実感と広がり 美術2・3下 学びの探求と未来
保健体育	224	学研	中学保健体育
技術・家庭（技術）	9	開隆堂	技術・家庭 技術分野 テクノロジーに希望をのせて
技術・家庭（家庭）	9	開隆堂	技術・家庭 家庭分野 生活の土台 自立と共生
英 語	9	開隆堂	SUNSHINE ENGLISH COURSE
特別の教科 道徳	116	日文	中学道徳 あすを生きる / 中学道徳 あすを生きる 道徳ノート

報告第 13 号

労働基準法第 36 条に基づく労使協定の締結について

教育委員会事務局職員に係る労働基準法第 36 条に基づく労使協定の締結について、別冊 1 のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 24 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

報告第14号

河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付要綱の制定
について

河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付要綱の制定については、
次のとおりです。

令和4年6月24日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付要綱をここに公布する。

令和4年6月14日

河内長野市長 島田 智明

河内長野市要綱第36号

河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉の増進を図るため、社会福祉法人、学校法人等（以下「法人等」という。）が市内で実施する夏季休業期間中の預かり事業に対し、予算の範囲内において、河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、河内長野市補助金交付規則（平成14年河内長野市規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 夏季休業期間 河内長野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和32年河内長野市教育委員会規則第13号）第2条第1項第2号アに規定する夏季休業日のうち、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）その他の法律に規定する休日を除いた期間をいう。

(2) 預かり事業 市内に居住し、学校教育法（昭和22年法律第26

号) 第 1 条に規定する小学校(同条に規定する特別支援学校の小学部を含む。)に在籍する児童を対象として、その保護者が一時的に家庭にいないものに、適切な遊び及び生活の場を一時的に与え、その健全な育成を図る事業をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、法人等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内において夏季休業期間における預かり事業(以下「補助対象事業」という。)を実施するもの

(2) 前号のほか、市長が特に必要と認めるもの

(補助の要件)

第 4 条 補助対象者は、補助対象事業の実施に当たり、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 次に掲げる活動を計画的に行うこと。

ア 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定を図ること。

イ 集団生活を生かし、児童の遊びの活動への意欲及び生活態度の形成を図ること。

ウ その他児童の健全育成に必要な活動を行うこと。

(2) 次に掲げる施設を用いること。

ア 専用区画が確保されていること。

イ 専用区画の面積は、児童 1 人当たり、1.65 平方メートル以上あること。

ウ 避難経路の確保等、児童が安全に利用できる施設であること。

エ 採光、換気等、児童の保健衛生上の考慮が十分なされていること。

オ 児童の持ち物を収納するための設備等を備えること。

カ 児童の生活の場として、必要な備品等を備えること。

(3) 補助対象事業の実施日数は、20日以上実施すること。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(4) 補助対象事業の実施時間帯は、午前8時から午後7時までとし、8時間以上実施すること。ただし、地域の実情に応じて実施時間帯の延長をすることができるものとする。

(5) 補助対象事業の開始時における登録予定児童数が10人以上であること。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(6) 補助対象事業に従事する職員は、2人以上を配置することとし、そのうち1名については、河内長野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年河内長野市条例第32号。以下「基準条例」という。）第11条第3項に該当する者その他これに準ずる者を配置すること。

(7) 預かり事業実施中の事故及び傷害等に対応する賠償責任保険に加入していること。

(8) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表により算定した額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該事業を開始する15日前までに、河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定のうえ、河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件のほか、必要な条件を付すことができる。

(1) 補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了後5年間保管すること。

(2) 申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を報告すること。

(3) 補助金の交付の目的を達成するために、市長が行う実地調査に協力すること及び必要書類の提出に応じること。

(4) この要綱に定める事項を遵守すること。

（申請の取下げ）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第9条 補助事業者は、第7条第1項の規定による補助金の交付決定後において、申請に係る事業計画の内容を変更しようとするときは、速やかに河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、変更することが適当と認めるときは、河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 第7条第1項及び前条第2項の規定による通知を受けた補助事業者は、当該通知に係る事業が完了した日の翌日から起算して15日以内に、河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付確定を受けたときは、速やかに河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、当該補助金の交付を請求するもの

とする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、
適当と認めたときは補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の経理及び実地検査）

第13条 市長は、補助金の交付の適正かつ効率的な実施を期するため必要と認めるときは、補助金に係る経理状況について補助事業者に報告させ、又は関係職員をして実地に検査させることができる。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り又はその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付を受けた補助金を補助目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第 5 条関係）

補助対象経費 A	算定基準額 B	補助金の額
事業の実施に要する職員の人件費	1,096 円×実施時間× 実施日数	A と B のいずれかの少ない方の額

年 月 日

（宛先）河内長野市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付申請書

標記の件について、河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、下記事項に記載する内容を確認のうえ、誓約及び同意いたします。

記

1. 補助金交付申請額 金 円
2. 事業計画書（別紙のとおり）
3. 事業収支予算書抄本
4. 従事する職員の履歴書及び資格証明書の写し
5. 賠償責任保険の加入内容が分かる書類の写し
6. 法人等の定款又は規約
7. 建物その他設備の図面（平面図等を添付）

< 誓約及び同意事項 >

- 1 河内長野市暴力団排除条例第 2 条第 1 号の暴力団、同条第 2 号の暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約いたします。また、これらに該当すると認められるときは、補助金の交付決定を取り消されることに同意します。
- 2 河内長野市暴力団排除条例の規定に基づき、申請書・添付書類に記載されている情報を警察に照会することに同意します。また、申請内容について詳細な資料を求められたときは、速やかに提出いたします。

別紙

事業計画書

1 補助金算出内訳

事業に要する経費 (人件費の支出額) A	算定基準額 B	補助金申請額 (AとBのいずれか少ない方の額) C
円	円	円

※算定基準額は、1,096 円×実施予定時間 (D) ×実施予定日数 (E) で算出すること。

2 事業計画

実施予定時間 D	1 日あたり 時間実施予定 (時 分から 時 分まで)	
実施予定日数 E	日	
従事する職員の氏名 及び 1 日の勤務時間		1 日の勤務時間 時間
		1 日の勤務時間 時間
		1 日の勤務時間 時間
		1 日の勤務時間 時間
		1 日の勤務時間 時間
		1 日の勤務時間 時間
建物その他設備の 規模及び構造	専用区画： m ² [児童 1 人当たり： m ²] その他： m ² 合計： m ² 建物の構造： 造、建物の階数： 階建の 階	

3 児童名簿（事業開始時における登録予定児童）

[illegible]

様式第 2 号（第 7 条関係）

河内長野市指令 第 号
年 月 日

所 在 地

名 称

代表者氏名 様

河内長野市長

河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 交付条件

- (1) 補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了後 5 年間保管すること。
- (2) 申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を報告すること。
- (3) 補助金の交付の目的を達成するために、市長が行う実地調査に協力すること及び必要書類の提出に応じること。
- (4) 河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付要綱に定める事項を遵守すること。

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）河内長野市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け河内長野市指令 第 号で交付決定通知のあった河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金に係る事業計画を、下記のとおり変更したいので、河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	備考

様式第 4 号（第 9 条関係）

河長 第 号
年 月 日

所 在 地

名 称

代表者氏名 様

河内長野市長

河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金に係る事業計画について、下記のとおり承認しましたので、河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 変更を承認した内容

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

（宛先）河内長野市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金実績報告書

標記の件について、河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業実績報告書（別紙のとおり）
2. 事業収支決算（見込）書抄本
3. 夏季休業期間中の児童の利用状況が分かる書類（出席簿等）

別紙

事業実績報告書

1 補助金実績内訳

事業に要した経費 (人件費の支出額) A	算定基準額 B	補助金額 (AとBのいずれ か少ない方の額) C	補助金 交付決定額 D
円	円	円	円

※算定基準額（B）は、1,096 円×実施時間（E）×実施日数（F）で算出すること。

2 事業報告

実施時間 E	1 日あたり 時間実施 (時 分から 時 分まで)	
実施日数 F	日	
従事した職員の氏名 及び 1 日の勤務時間		1 日の勤務時間 時間
		1 日の勤務時間 時間
		1 日の勤務時間 時間
		1 日の勤務時間 時間
		1 日の勤務時間 時間
		1 日の勤務時間 時間
建物その他設備の 規模及び構造	専用区画： m ² [児童 1 人当たり： m ²] その他： m ² 合計： m ² 建物の構造： 造、建物の階数： 階建の 階	

3 児童名簿

[illegible]

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

河長 第 号
年 月 日

所 在 地

名 称

代表者氏名 様

河内長野市長

河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金について、下記のとおり交付額を確定したので、河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により通知します。

記

1. 補助金交付確定額 金 円

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

（宛先）河内長野市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付請求書

標記の件について、河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1. 補助金交付請求額 金 円

報告第15号

令和4年度寺ヶ池公園プールの開場時間の変更等に係る承認
について

令和4年度寺ヶ池公園プールの開場時間の変更等に係る承認について、
次のとおり報告する。

令和4年6月24日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河内長野市都市公園条例（昭和４２年河内長野市条例第３９号）第１４条の２第３項の規定による、寺ヶ池公園プールの令和４年度の休場及び開場時間の変更に係る承認については以下のとおり。

１ 施設の名称

寺ヶ池公園プール

２ 指定管理者

所在地 大阪府大阪市中央区上本町西１丁目２番１９号

団体名 河内長野市ＳＳＫクリーン工房共同事業体

代表者 代表取締役 佐々木 恭一

３ 承認に係る開場時間の変更

午前９時３０分から午後４時３０分まで

４ 承認に係る休場期間

令和４年７月１日から令和４年７月２９日 並びに

令和４年８月２１日から令和４年８月３１日

※令和４年度開場期間

令和４年７月３０日から令和４年８月２０日まで（月曜日を除く）

５ 承認日

令和４年６月１５日